

## 愛媛大学EUアドバンスド・リサーチ・フェローシップに関する規程

令和3年3月24日  
規則第 46 号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学（以下「本学」という。）が実施するEUアドバンスド・リサーチ・フェローシップ（以下「フェローシップ」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 フェローシップは、本学及び地域の強み等を活用したイノベーションの創出等が見込まれる分野において、本学の大学院博士後期課程の学生の処遇向上及びキャリアパスの確保により、将来を担う博士人材を戦略的に育成し、価値創造の源泉である基礎研究・学術研究の卓越性及び多様性を維持・強化することを目的とする。

(対象者)

第3条 フェローシップを申請することができる者（以下「申請者」という。）は、本学若しくは他大学の大学院博士前期課程に在籍又は修了した者で、かつ、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本学の大学院理工学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に進学又は入学する者

(2) 優れた研究能力を有し、将来研究に専念することを希望する者

2 次の各号の一に該当する者は、フェローシップを申請することができない。

(1) 所属機関等に年間240万円以上の生活費相当額を支給可能な制度がある社会人入学者

(2) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生又は本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

(3) 成績不振により修了が延期している又は延期が確定している者

(4) 休学中の者

(給付人数及び給付期間)

第4条 フェローシップは、1学年当たり6人を上限として給付するものとする。

2 フェローシップの給付期間は、3年間とする。

(給付額及び給付方法)

第5条 フェローシップの給付を受ける学生（以下「対象学生」という。）には、研究費及び研究専念支援金を給付する。

2 研究費は、年額30万円以内とし、本学が対象学生に代わって経理することにより適切に管理する。

3 研究専念支援金は、月額15万円とし、毎月給付する。

(フェローシップ運営会議)

第6条 フェローシップの運営、対象学生の選考等、フェローシップに関する全般的事項を審議するため、本学にEUアドバンスド・リサーチ・フェローシップ運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(申請)

第7条 申請者の予定指導教員は、運営会議が定める日までに、大学院理工学研究科長を通じて、理事(学術担当)に候補者推薦書(以下「推薦書」という。)を提出しなければならない。

2 推薦書の様式及び提出書類は、運営会議が別に定める。

(審査及び決定)

第8条 理事(学術担当)は、前条に規定する推薦書に基づき、運営会議による選考を経て、フェローシップの給付の可否を決定する。

2 審査に当たっては、申請者の学業成績、研究業績、経済状態等を考慮するものとする。

3 理事(学術担当)は、対象学生が次に掲げる事項に該当する場合は、フェローシップの給付の決定を取り消すものとする。

(1) 対象学生がフェローシップの給付開始時に、本学の博士後期課程に在籍していない場合

(2) 進学又は入学の日において、6か月以内に入国できないことが明らかな場合

(対象学生の義務)

第9条 対象学生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 研究計画に基づき研究活動に専念すること。

(2) 本学が指定する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。

(3) 指導教員に研究活動の状況を定期的に報告すること。

(4) フェローシップコーディネーターによる面談を定期的に受けること。

2 対象学生は、分野ごとに定められた周期により、学外に向けた研究成果の発表を行うものとする。

3 指導教員は、第1項に規定する義務の履行状況を確認するため、対象学生に定期的な成果報告を求め、研究の進捗状況进行评估するものとする。

4 指導教員は、第1項に規定する義務の履行状況を運営会議に報告し、運営会議は指導教員からの報告に基づき、必要に応じて措置を講ずるものとする。

(給付の取り消し)

第10条 理事(学術担当)は、対象学生が第3条第2項第1号から第3号までに規定する要件に該当する場合のほか、次に掲げる事項に該当する場合は、フェローシップの給付を取り消すものとする。

(1) 研究計画の遂行状況又は前条第1項に規定する義務の履行状況が不十分と認められる場合

(2) 自己都合により休学する場合(運営会議がやむを得ないと認めた場合及び前条第1項に規定する義務を引き続き履行できると認めた場合を除く。)

(3) 本人から辞退の申出があった場合

(4) その他運営会議が給付を取り消すべき事由があると判断した場合

(欠員の補充)

第11条 第8条第3項によるフェローシップの給付の決定の取り消し又は前条によるフェローシップの給付の取り消しに伴い、新たに対象学生を選考する場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、フェローシップの給付の決定又は給付を取り消した対象学生とは異なる学年から選考することができるものとする。

2 前項による新たな対象学生を選考は、第7条並びに第8条第1項及び第2項に定めるところ

ろにより行うものとする。

(事務)

第12条 フェローシップに関する事務は、研究支援部研究支援課及び工学部事務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月24日から施行し、令和3年3月5日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年1月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。